

いのこし訪問看護ステーション訪問看護サービス内容説明書

当事業者が、提供する訪問看護（介護予防訪問看護）サービス（以下、サービスという）は以下の通りです。

1. 提供するサービス

ご利用日及び時間：毎週 曜日 時 分から 時 分まで

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあれば、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ③ サービスの提供にあたっては、別紙訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）に基づき利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- ④ 提供した訪問看護（介護予防訪問看護）に関しては、利用者の健康手帳の医療の記録に必要な事項を記載します。
- ⑤ サービスの提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ⑥ 当事業者は主治医に対し、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）を提出します。

2. 担当の職員

あなたの担当の訪問看護職員は吉牟田直子・古野好美・清水綾香・久家奈菜 です。

あなたの担当の訪問理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、後藤幸乃 ・大橋陽介・與語宏旭・渡辺昇司・三口里枝 です。

上記の責任者は（ 吉牟田直子 ）です。

3. 利用料

- (1) 介護サービス（訪問看護）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額の定められた自己負担の額です。当事業所での基本サービス費は下記4、各種加算は下記5のとおりです。
- (2) 医療サービス（訪問看護）を提供した場合の利用料の額は、保険診療の告示上の額の健康保険で定められた負担割合です。当事業所での基本サービス費は下記6、各種加算は下記7のとおりです。
- (3) 死後の処置料、12,000円（自費）
- (4) 交通費
公共交通機関を利用した場合は、その実費相当額。自動車を利用した場合は、次に定める金額です。
 - ① 事業所の活動地域を越えた地点から片道10km未満 300円
 - ② 事業所の活動地域を越えた地点から片道10km以上 500円
- (5) その他
 - ① 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
 - ② 当事業者は、あなたに対し毎月必要に応じて当月の利用料等の内訳を記載した利用料請求書を作成しご請求いたします。
 - ③ 毎月の利用料は、翌月の末日までに現金にて担当の訪問看護職員にお支払いください。
- (6) キャンセル料
サービス開始の1時間前までに居宅サービスの取り止めの申し出がない時、サービス予定であった時間数分をキャンセル料として払い受けます。なお、キャンセル料は、当日サービス開始の1時間前までにご連絡を頂いた場合には、キャンセル料は発生いたしません。

4. 基本サービス費（介護保険）

当事業所での介護報酬に係る基本サービス費は下記のとおりです。

（1）訪問看護費

所要時間	1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金
20分未満の場合	345円/回	690円/回	1,035円/回
30分未満の場合	519円/回	1,037円/回	1,555円/回
30分以上1時間未満の場合	905円/回	1,810円/回	2,715円/回
1時間以上1時間30分未満の場合	1,240円/回	2,480円/回	657円/回
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	329円/回	657円/回	985円/回

（2）介護予防訪問看護費

所要時間	1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金
20分未満の場合	333円/回	666円/回	998円/回
30分未満の場合	497円/回	993円/回	1,489円/回
30分以上1時間未満の場合	873円/回	1,746円/回	2,619円/回
1時間以上1時間30分未満の場合	1,198円/回	2,396円/回	3,594円/回
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	318円/回	635円/回	952円/回

5. 各種加算（介護保険）

当事業所での介護報酬に係る加算項目は下記のとおりです。

加算項目	1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金	備考
初回加算	332円/月	663円/月	995円/月	
サービス提供体制強化加算	7円/回	14円/回	20円/回	
夜間又は早朝訪問看護	基本サービス費×1.25			
深夜訪問看護	基本サービス費×1.5			
複数名訪問加算（Ⅰ）①	281円/回	562円/回	842円/回	30分未満の場合
複数名訪問加算（Ⅰ）②	445円/回	889円/回	1,333円/回	30分以上の場合
長時間訪問看護加算	332円/回	663円/回	995円/回	90分以上の場合
緊急時訪問看護加算	635円/月	1,269円/回	1,903円/回	
特別管理加算（Ⅰ）	553円/月	1,105円/月	1,658円/月	
特別管理加算（Ⅱ）	277円/月	553円/月	829円/月	
退院時共同指導加算	663円/月	1,326円/月	1,989円/月	准看護師は除く
看護体制強化加算（Ⅰ）	663円/月	1,326円/月	1,989円/月	
看護体制強化加算（Ⅱ）	332円/月	663円/月	995円/月	
看護・介護職員連携強化加算	277円/月	553円/月	829円/月	
ターミナルケア加算	2,210円/月	4,420円/月	6,630円/月	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケア施行後24時間以内に在宅以外での死亡も含む）

※ 当事業所はサービス提供体制強化加算に該当する事業所です。

※ 看護体制強化加算については、現在非該当ですが、今後該当となった場合、上記料金がかかります。

6. 基本サービス費（医療保険）

当事業所での診療報酬に係る基本サービス費は下記のとおりです。

訪問看護費

所要時間	1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 週3日まで	555円/回	1,110円/回	1,665円/回
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 週4日以降	655円/回	1,310円/回	1,965円/回
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 週3日まで ※)	278円/回	556円/回	834円/回
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 週4日以降 ※)	328円/回	656円/回	984円/回
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	555円/回	1,110円/回	1,665円/回

※) 同一建物内の複数（3人以上）の利用者に同一日に訪問した場合（同一建物居住者）

7. 各種加算（医療保険）

当事業所での診療報酬に係る加算項目は下記のとおりです。

加算項目	1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金	備考
訪問看護管理療養費（月の初日）	740円/日	1,480円/日	2,220円/日	
訪問看護管理療養費（2日目以降）	298円/日	596円/日	894円/日	
早朝・夜間加算（6時～8時・18時～22時）	210円/日	420円/日	630円/日	
深夜加算（22時～6時）	420円/日	840円/日	1,260円/日	
難病等複数回訪問加算（1日2回の訪問）	450円/日	900円/日	1,350円/日	
難病等複数回訪問加算（1日3回以上の訪問）	800円/日	1,600円/日	2,400円/日	
複数名訪問看護加算（看護師週1回）	450円/回	900円/回	1,350円/回	
複数名訪問看護加算（看護師週1回）	400円/回	800円/回	1,200円/回	同一建物3人以上
複数名訪問看護加算（准看護師週1回）	380円/回	760円/回	1,140円/回	
複数名訪問看護加算（准看護師週1回）	340円/回	680円/回	1,020円/回	同一建物3人以上
複数名訪問看護加算（看護補助者週3回）	300円/回	600円/回	900円/回	
複数名訪問看護加算（看護補助者週3回）	270円/回	540円/回	810円/回	同一建物3人以上
24時間対応体制加算（1月につき）	640円/月	1,280円/月	1,920円/月	
情報提供療養費（1月につき）	150円/月	300円/月	450円/月	
緊急訪問看護加算（1日につき）	265円/回	530円/回	795円/月	
特別管理加算（1月につき）※1）	500円/月	1,000円/月	1,500円/月	
特別管理加算（1月につき）※2）	250円/月	500円/月	750円/月	
退院時共同指導加算（1月につき）	800円/月	1,600円/月	2,400円/月	利用者の状態に応じ月2回を限度
特別管理指導加算	200円/回	400円/回	600円/回	
退院支援指導加算	600円/回	1,200円/回	1,800円/回	
在宅患者連携指導加算（1月につき）	300円/回	600円/回	900円/回	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200円/回	400円/回	600円/回	1月につき2回
ターミナルケア療養費	2,500円/回	5,000円/回	7,500円/回	
長時間訪問看護・指導加算 厚生労働省が定める状態の場合週3回まで ※3)	520円/回	1,040円/回	1,560円/回	週1回まで

※1）気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方

※2）在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方

※3）人工呼吸器を使用している状態にある方、特別訪問看護指示期間の方、上記※1）2）の特別な管理を必要とする方